

# ぐんま介護人材育成制度実施要綱

## 第1章 総則

(目的)

第1条 「ぐんま介護人材育成制度」(以下「育成制度」という。)は、介護事業者が行う人材の育成及び処遇・職場環境の改善の取組を推進するとともに、その取組を広く公表することにより、若者や求職者等の介護業への参入を促進するとともに、職員の定着を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 介護事業者とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づき、群馬県内で指定を受けた事業所又は施設を設置している事業者のうち、別表第1に掲げる介護保険サービスを運営する事業者をいう。

(区分)

第3条 育成制度の区分は、第2章に定める「ぐんま介護人材育成宣言事業者の認定」及び第3章に定める「ぐんま介護人材育成認証事業者の認証」とする。

## 第2章 ぐんま介護人材育成宣言事業者の認定

(ぐんま介護人材育成宣言事業者の認定)

第4条 知事は、人材育成及び処遇・職場環境の改善に取り組むことを宣言し、その取組を広く公表する介護事業者を「ぐんま介護人材育成宣言事業者」(以下「宣言事業者」という。)として認定する。

(宣言事業者の申請及び認定)

第5条 宣言事業者の認定を受けようとする介護事業者は、ぐんま介護人材育成宣言事業者認定申請書(様式第1号)(以下「宣言申請書」という。)に、ぐんま介護人材育成宣言事業者宣言書(様式第2号)(以下「宣言書」という。)を添えて知事に申請するものとする。

2 前項の申請を行う者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす介護事業者とする。

- (1) 介護保険法などの事業の実施に係る関係法令等について、その内容を遵守し、適正な運営を行っていること
- (2) 労働関係法令に違反する重大な事実がないこと

- (3) 暴力団、暴力団員又は暴力団員など社会的に非難されるべき者と関係を有する者でないこと
  - (4) 法人又は事業所のホームページを備えていること
  - (5) 知事が別途実施するスタートアップセミナーを受講していること
- 3 知事は、宣言申請書及び宣言書の内容を審査し、適当であると認められる場合は、宣言事業者として認定し、ぐんま介護人材育成宣言事業者認定証（様式第3号）（以下「認定証」という。）を交付する。

（宣言事業者の認定要件）

第6条 宣言事業者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 「介護の雇用管理改善 CHECK&ACTION25」（公益財団法人介護労働安定センター作成）（以下「CHECK&ACTION25」という。）による現状把握を実施していること
- (2) 人材の育成及び処遇・職場環境の改善に取り組むことを宣言し、その内容を公表できること
- (3) 宣言書に規定する取組大項目2項目以上から、それぞれ小項目1項目以上の取組を行い、その内容を公表できること

（宣言事業者の取組）

第7条 宣言事業者は、次に掲げる全ての取組を行わなければならない。

- (1) 自らが運営する主たる事業所のよく見える位置に認定証を掲示すること
  - (2) 認定された宣言書に基づき、取組を実施すること
- 2 前項の取組の期間は、原則として、宣言事業者として認定された日から2年以内の任意の期間とする。

（宣言事業者及び取組内容の公表）

第8条 知事は、認定証を交付した後、宣言事業者の名称、宣言書、宣言事業者のホームページURL等を群馬県のホームページで公表する。

- 2 宣言事業者は、認定証の交付を受けた後、速やかに自らのホームページで、宣言書を公表しなければならない。また、取組経過についても公表するよう努めなければならない。

（取組結果の報告）

第9条 宣言事業者は、取組期間終了後（取組期間前に取組が終了した場合は取組終了後）20日以内に、ぐんま介護人材育成宣言事業者取組結果報告届出書（様式第4号）（以下「届出書」という。）に、ぐんま介護人材育成宣言事業者取組結果報告書（様式第5号）（以下「報告書」という。）を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の届出書及び報告書の内容について、知事が委託する事業者（以下「委託事業者」という。）に、意見聴取又は実地調査等の方法により確認させることができる。
- 3 宣言事業者は、前項の意見聴取又は実地調査等について、誠実に協力しなければならない。

（取組結果の公表）

- 第 10 条 知事は、前条に規定する報告書の内容が適当であると認められる場合は、宣言事業者にその旨を通知するとともに、報告書を群馬県のホームページで公表する。
- 2 前項の規定により知事から適当と認める通知があった場合は、宣言事業者は自らのホームページに、報告書を公表しなければならない。
  - 3 第 1 項及び前項の規定による公表期間は、第 1 項の規定に基づき宣言事業者に通知した日から 2 年間とする。
  - 4 第 2 項及び前項に規定する公表期間満了後、引き続き公表の継続を希望する者は、公表期間満了日の 3 か月前までに、ぐんま介護人材育成宣言事業者公表更新申請書（様式第 6 号）に、報告書を添えて知事に申請しなければならない。
  - 5 第 1 項から第 3 項までの規定は、前項の申請が前条第 2 項及び第 3 項により従前の公表内容が継続していると認められる場合について、準用する。  
なお、前項に規定する申請を行ってから、本項により準用された第 2 項に規定する通知があるまでの間に、従前の公表期間が満了した場合は、確認結果の通知を受けるまでの間公表することができる。

（県の支援等）

- 第 11 条 宣言事業者は、次の支援等を受けることができる。
- (1) 第 12 条に規定するロゴマークを使用することができる。
  - (2) 委託事業者による巡回訪問や、宣言事項に係る自らの取組について相談援助を受けることができる。
  - (3) 宣言事業者の名称、取組内容等が群馬県のホームページで公表されることで、若者や求職者を始め、広く県民や関係団体等に周知される。
  - (4) 知事が実施する介護人材確保に係る各種支援施策への優遇措置等を受けることができる。

（ロゴマーク）

- 第 12 条 ぐんま介護人材育成宣言事業者のロゴマークは、次のとおりとする。
- 2 宣言事業者は、取組期間終了後もロゴマークを使用することができる。



(名称等の使用制限)

第 13 条 宣言事業者でない者は、宣言事業者であると誤認されるおそれのある文字及びロゴマークを使用してはならない。

(宣言事業者の変更の届出)

第 14 条 宣言事業者は、次の各号のいずれかに変更があった場合、変更が生じた日から 30 日以内に、ぐんま介護人材育成宣言事業者変更届出書（様式第 7 号）により、知事に届け出なければならない。

- (1) 宣言事業者又は宣言に係る事業所の所在地
- (2) 宣言事業者又は宣言に係る事業所の名称
- (3) 別表第 1 に掲げる介護保険サービスの種別

(宣言事業者の辞退)

第 15 条 宣言事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、ぐんま介護人材育成宣言事業者辞退届出書（様式第 8 号）を直ちに知事に届け出るとともに、認定証及びロゴマークを返納しなければならない。

- (1) 宣言事業者が解散したとき
- (2) 認定を受けた全ての事業所が、第 2 条に規定する介護保険サービスを廃止したとき
- (3) 宣言事業者が認定の辞退を希望するとき

2 知事は、前項の規定による宣言事業者の辞退があった場合、第 8 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の規定に基づく公表内容を群馬県のホームページから削除する。

(宣言事業者の取消)

第 16 条 知事は、宣言事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、認定を取り消すことができる。

- (1) 第5条第2項及び第6条の要件を満たさなくなったとき
  - (2) 第7条第1項、第8条第2項、第9条第1項及び第3項並びに第10条第2項で規定する行為を行わなかったとき
  - (3) 宣言事業者が解散、事業の廃止又は休止をしたとき
  - (4) その他、知事が必要と認めるとき
- 2 知事は、前項の規定に該当する疑いがあると認めるときは、意見聴取又は実地確認を行うことができる。
- 3 知事は、第1項の規定による宣言事業者の取消を行った場合、第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づく公表内容を群馬県のホームページから削除する。
- 4 第1項の規定による取消を受けた宣言事業者は、直ちに認定証及びロゴマークを返納しなければならない。

#### (新たな取組)

- 第17条 宣言事業者は、第7条第2項の規定による取組期間終了後（取組期間前に取組が終了した場合は取組終了後）又は取組期間中に、新たな取組を実施する場合は、改めて第5条第1項の規定による申請を行うものとする。
- 2 前項の規定による新たな取組を実施する場合は、第5条第2項第5号に規定するスタートアップセミナーの受講及び第6条第1号に規定する CHECK&ACTION25 による現状把握を省略することができる。
- 3 第1項の規定による新たな取組を実施する場合は、第6条第3号の規定は適用しない。

### 第3章 ぐんま介護人材育成認証事業者の認証

#### (ぐんま介護人材育成認証事業者の認証)

- 第18条 知事は、人材育成及び処遇・職場環境の改善の取組を推進するとともに、その運営及び事業活動が適正であって、一定水準以上の取組を行っている宣言事業者を「ぐんま介護人材育成認証事業者」（以下「認証事業者」という。）として認証する。

#### (認証事業者の申請及び認証)

- 第19条 認証事業者の認証を受けようとする宣言事業者は、ぐんま介護人材育成認証事業者認証申請書（様式第9号）（以下「認証申請書」という。）に、ぐんま介護人材育成認証事業者取組内容等報告書（様式第10号）（以下「取組内容等報告書」という。）及びぐんま介護人材育成認証事業者誓約書（様式第11号）並びに別表第2の挙証資料欄に掲げる資料を添えて知事に申請するものとする。
- 2 知事は、認証申請書及び取組内容等報告書並びに添付書類の内容について確認するため、当該申請者に対して意見聴取又は実地確認を行うことができる。

- 3 当該申請者は、前項の規定に基づく意見聴取又は実地確認について、誠実に協力しなければならない。
- 4 知事は、第1項に基づく申請書類の内容を審査し、適当であると認められる場合は、認証事業者として認証し、ぐんま介護人材育成認証事業者認証書（様式第12号）（以下「認証書」という。）を交付する。
- 5 知事は、前項の規定により認証の決定をしたときはぐんま介護人材育成認証事業者認証通知書（様式第13-1号）、同項の規定により不認証の決定をしたときはぐんま介護人材育成認証事業者不認証通知書（様式第13-2号）により、当該申請者に対し、速やかに通知する。

（認証事業者の認証要件）

第20条 認証事業者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 宣言事業者として、第5条第3項に基づく認定証の交付を受け、第8条第2項の規定に基づき、自らのホームページで宣言書及び取組経過を公表していること
- (2) 知事が別に定める期間において、CHECK&ACTION25による現状把握を実施しており、事業主（管理者）及び職員それぞれにおける25項目の自己評価結果が全て3点以上であり、かつ25項目の取組内容を全て公表できること
- (3) 別表第2の項目欄に掲げる事項に取り組んでおり、かつ、挙証資料欄に掲げる資料の提出ができること

（欠格事項）

第21条 第20条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、認証の申請をすることができない。

- (1) 暴力団、暴力団員又は暴力団員など社会的に非難されるべき者と関係を有する者
- (2) 過去5年間に介護保険法に基づく行政処分又は高齢者虐待防止法（平成17年法律第124号）に基づく事実認定を受けた者
- (3) 労働基準監督署からの是正勧告を受け、速やかに対応しなかった者
- (4) 社会保険・労働保険料に未納がある者
- (5) 公序良俗に反する事業を行った者
- (6) 第31条第1項の規定により認証を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者

（認証の期間）

第22条 認証の期間は、認証の日から3年間とする。

（認証事業者の取組）

第23条 認証事業者は、次に掲げる全ての取組を行わなければならない。

- (1) 自らが運営する主たる事業所のよく見える位置に認証書を掲示すること
- (2) 認証の期間中、別表第2の項目欄に掲げる事項に継続して取り組むこと
- (3) 認証の日から1年経過した後から第5号に基づき知事に経過報告を行うまでの間にCHECK&ACTION25による現状把握を実施すること
- (4) 前号の現状把握により、25項目の自己評価結果のうち3点未満となった項目について、具体的な改善内容を検討すること
- (5) 認証の日から1年6月が経過する日までに、ぐんま介護人材育成認証事業者認証内容等経過報告書（様式第14号）に、第3号による現状把握の結果及び前号による検討内容を記載した、ぐんま介護人材育成認証事業者取組内容等中間報告書（様式第15号）（以下「中間報告書」という。）を添えて、知事に経過報告を行うこと

（認証事業者及び取組内容の公表）

第24条 知事は、認証書を交付した後、認証事業者の名称、取組内容等報告書、中間報告書、認証事業者のホームページURL等を群馬県のホームページで公表する。

- 2 認証事業者は、知事から認証書の交付を受けた後、速やかに自らのホームページで取組内容等報告書を公表しなければならない。
- 3 認証事業者は、前条第5号に定める経過報告を行った後、速やかに自らのホームページで中間報告書を公表しなければならない。

（県の支援等）

第25条 認証事業者は、次の支援等を受けることができる。

- (1) 第26条に規定するロゴマークを使用することができる。
- (2) 委託事業者による巡回訪問や、認証事項に係る自らの取組について相談援助を受けることができる。
- (3) 認証事業者の名称、認証内容等が群馬県のホームページで公表されるとともに、認証事業者の取組等について紹介されることで、若者や求職者を始め、広く県民や関係団体等に周知される。
- (4) 知事が実施する介護人材確保に係る各種支援施策への優遇措置等を受けることができる。

（ロゴマーク）

第26条 ぐんま介護人材育成認証事業者のロゴマークは、次のとおりとする。

- 2 認証事業者は、第22条に定める認証の期間に限りロゴマークを使用することができる。



(名称等の使用制限)

第 27 条 認証事業者でない者は、認証事業者であると誤認されるおそれのある文字及びロゴマークを使用してはならない。

(認証事業者の更新)

第 28 条 認証事業者の更新を受けようとする者は、知事が別に定める期間内に、第 19 条第 1 項の規定による申請を行うものとする。

2 前項に規定する更新の申請は、認証を受ける事業所を従前の認証を受けた事業所から変更することができる。

3 第 20 条の規定は、第 1 項の認証の更新の申請に準用する。この場合において、同条第 1 号中「第 5 条第 3 項に基づく認定証」とあるのは「第 19 条第 4 項に基づく認証書」と、「第 8 条第 2 項」とあるのは「第 24 条第 2 項及び第 3 項」と、「宣言書及び取組経過」とあるのは「取組内容等報告書及び中間報告書」と読み替えるものとする。

4 第 1 項に規定する更新を受ける認証事業者の認証の期間は、第 22 条の規定にかかわらず、従前の認証の期間が満了する日の翌日から 3 年間とする。

(認証事業者の変更の届出)

第 29 条 認証事業者は、次の各号のいずれかに変更があった場合、変更が生じた日から 30 日以内に、ぐんま介護人材育成認証事業者変更届出書（様式第 16 号）により、知事に届け出なければならない。

- (1) 認証事業者又は認証に係る事業所の所在地
- (2) 認証事業者又は認証に係る事業所の名称
- (3) 別表第 1 に掲げる介護保険サービスの種別



(認証事業者の辞退)

第 30 条 認証事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、ぐんま介護人材育成認証事業者認証辞退届出書（様式第 17 号）を直ちに知事に届け出るとともに、認証書及びロゴマークを返納しなければならない。

- (1) 認証事業者が解散したとき
- (2) 認証を受けた全ての事業所が、第 2 条に規定する介護保険サービスを廃止したとき
- (3) 認証事業者が認証の辞退を希望するとき

2 知事は、前項の規定による認証事業者の辞退があった場合、第 24 条第 1 項の規定に基づく公表内容を群馬県のホームページから削除する。

(認証事業者の取消)

第 31 条 知事は、認証事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、認証を取り消すことができる。

- (1) 第 5 条第 2 項及び第 6 条並びに第 20 条（第 2 号を除き、第 28 条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する要件を満たさなくなったとき
- (2) 第 19 条第 1 項に基づく申請又は第 23 条第 5 号に基づく経過報告に重大な虚偽の記載があることが判明したとき
- (3) 第 21 条に規定する欠格事項に該当するとき
- (4) 第 23 条に規定する取組を行わなかったとき
- (5) 第 24 条第 2 項及び第 3 項に規定する取組を行わなかったとき
- (6) 認証事業者が解散、事業の廃止又は休止をしたとき
- (7) その他、知事が必要と認めるとき

2 知事は、前項の規定に該当する疑いがあると認めるときは、意見聴取又は実地確認を行うことができる。

3 知事は、第 1 項の規定による取消を行った場合、ぐんま介護人材育成認証事業者認証取消通知書（様式第 18 号）を交付するとともに、第 24 条第 1 項の規定に基づく公表内容を群馬県のホームページから削除する。

4 第 1 項の規定による取消を受けた認証事業者は、直ちに認証書及びロゴマークを返納しなければならない。

## 第 4 章 雑則

(その他)

第 32 条 この要綱の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる要綱は廃止する。
- (1) ぐんま介護人材育成宣言実施要綱（平成 29 年 4 月 13 日付け介高第 30400-1 号）
  - (2) ぐんま介護人材育成認証制度実施要綱（平成 31 年 2 月 4 日付け介高第 30446-1 号）
- 3 2による廃止前の要綱に基づく申請書や使用中のロゴマーク等の取扱いについては、当面の間、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- ただし、第 6 条第 1 号、第 17 条第 2 項、第 20 条第 2 号（第 28 条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 23 条第 3 号に規定する CHECK&ACTION25 については、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 第 6 条第 1 号中「『介護の雇用管理改善 CHECK&ACTION25』（公益財団法人介護労働安定センター作成）（以下「CHECK&ACTION25」という。））」とあるのは、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日までの間については「厚生労働省平成 26 年度雇用管理改善支援委託事業『介護の雇用管理改善 CHECK&D025』（公益財団法人介護労働安定センター作成）（以下、「CHECK&D025」という。））」とし、令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日までの間については「厚生労働省平成 26 年度雇用管理改善支援委託事業『介護の雇用管理改善 CHECK&D025』（公益財団法人介護労働安定センター作成）（以下、「CHECK&D025」という。）又は『介護の雇用管理改善 CHECK&ACTION25』（公益財団法人介護労働安定センター作成）（以下「CHECK&ACTION25」という。））」とする。
- 3 第 17 条第 2 項、第 20 条第 2 号（第 28 条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 23 条第 3 号中「CHECK&ACTION25」とあるのは、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日までの間については「CHECK&D025」とし、令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日までの間については「CHECK&D025 又は CHECK&ACTION25」とする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 2 月 2 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 2 6 日から施行する。